

株 主 各 位

名古屋市熱田区川並町4番8号

株式会社 トーカン

代表取締役 永 津 嘉 人

第69期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第69期定時株主総会を、下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年12月18日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年12月19日（水曜日）午前10時30分
2. 場 所 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号
名古屋銀行協会 5階大ホール

※昨年と開催場所を変更しております。

当社はこれまで、株主総会を名古屋市熱田区の名古屋国際会議場で開催していましたが、本株主総会におきましては、上記会場で開催することといたしました。

ご来場の際は、末尾の「株主総会会場のご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。

3. 目的事項 報告事項

1. 第69期（自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第69期（自 平成29年10月1日 至 平成30年9月30日）
計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 株式移転計画承認の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役6名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 会計監査人選任の件

以上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tokan-g.co.jp>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ①「連結計算書類」及び「計算書類」の各注記
 - ②第1号議案における他の株式移転完全子会社（国分中部株式会社）の最終事業年度に係る計算書類等なお、会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類は、本招集ご通知の添付書類に記載の各書類のほか、上記ウェブサイトに掲載している「連結計算書類」及び「計算書類」の各注記となります。
 - ◎添付書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tokan-g.co.jp>) において修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(自 平成29年10月1日)
(至 平成30年9月30日)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

当連結会計年度の食品流通業界を取り巻く環境は、消費者マインドの改善に持ち直しの動きが見られるものの、依然として消費者の節約志向が継続していることによる価格競争に加え、業種・業態の垣根を越えた競争の激化により引き続き厳しい状況にあります。また、人手不足が深刻化し人件費や物流費が高騰する中、各社は業務の一部を機械化するなど省人化に向けた取組みや労働環境改善のための働き方改革を進めております。

このような状況の下、平成27年10月よりスタートした中期経営計画の方針である『お取引先様に最も信頼される“革新的なスーパー・リージョナル・ホールセラー”を目指す』をスローガンに、“成長戦略”“体質強化”“成長を支える人材・組織”の3つの中期戦略を推進しており、当期については『“Try for Next” ～ 次なる成長に向けて戦略完遂 ～』を基本方針として活動してまいりました。

営業面については、新規取引先の開拓、既存得意先への活動を積極的に進めてまいりました。各販売チャネルに対する活動については、スーパーに対して他店との差別化を図ることを目的に、オリジナル商品・留型商品の開発、惣菜や乾物売場の活性化に加え、青果売場への提案活動を進めてまいりました。CVSに対しては、得意先の日商向上に向け、得意先地区本部との協業を進め、従来から推進している売場検証に基づくマーチャンダイジング提案活動に加え、惣菜カテゴリーにおいて地区商品を強化するための商品開発・提案活動を進めてまいりました。外食・加工ベンダーに対しては、メニュー提案活動による既存得意先との取引拡大に加え、課題・ニーズを発見し解決策を提案する活動を行うことで新規取引先の開拓を進めてまいりました。卸問屋に対しては、オリジナル商品の開発・提案による既存得意先との取引拡大に加え、輸出ビジネスへの取組みを進めてまいりました。

物流面では、配送の効率化、庫内業務の改善など、物流費高騰の問題に対してコスト低減活動を進めてまいりました。また、中京エリアにおける外食・加工ベンダー向けの取扱高の増加に対応するため、8月に「F S小牧低温流通センター」(愛知県小牧市)を開設いたしました。

その他、当期は新たな部門として「事業開発推進室」と「営業サポート本部」を設置しており、「事業開発推進室」では新たな事業の検討及び具現化に向けた活動を、「営業サポート本部」では最新ITを活用した機能の高度化及び業務の効率

化をそれぞれ進めてまいりました。

また、平成30年7月9日の「株式会社トーカンと国分中部株式会社の経営統合に向けた協議開始に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、国分中部株式会社との経営統合に向けた協議・検討を進めてまいりました。

このような結果、当連結会計年度の業績は、外食・加工ベンダーにおける新たな取引開始の貢献があるものの、CVSにおける主力得意先との取引変更の影響等により、売上高は1,467億21百万円（前年同期比8.3%減）となりました。利益面では、外食・加工ベンダーにおける物流費の増加等により、営業利益は2億81百万円（同33.7%減）、経常利益は8億46百万円（同14.6%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、特別損失としてCVS向け惣菜製造工場の減損損失、投資有価証券評価損を計上したものの、特別利益として投資有価証券売却益を計上したため6億16百万円（同76.5%増）となりました。

<販売チャネル別売上実績>

業態	平成30年9月期(百万円)	対前年増減率(%)
外食・加工ベンダー	51,305	7.5
スーパー	44,071	△10.5
CVS	33,948	△23.8
卸問屋	14,522	△4.2
メーカー・その他	2,873	△11.3
合計	146,721	△8.3

2. 設備投資及び資金調達状況

当連結会計年度における設備投資総額は9億93百万円であります。その主なものは次のとおりであります。

FS小牧低温流通センター開設 5億23百万円

これらに要した資金は、自己資金の充当及びリース契約によっております。

3. 対処すべき課題

今後の食品流通業界におきましては、国内人口の減少、少子・高齢化等により市場規模の拡大が見込めない中、生活者の満足を得るため、お取引先様のニーズはますます多様化・複雑化しております。こうした中で、お取引先様の要望や期待に応じていくためには、革新的な発想を持ち、新たな「事」を見つけ、チャレンジし続けることが必要だと考えております。

このような環境の中、当社を取り巻く環境と中期方針・戦略を再確認した中で、平成31年9月期においても、これまでの中期方針・戦略の考え方を継続し、『T r y f o r N e x t “ P l u s ” ～ 既存深掘りとトライ拡大 ～』を基本方針に掲げ、各取組みの成果を上げ、業績の向上に繋げてまいります。

また、当社と国分中部株式会社は、平成31年4月1日に共同株式移転により共同持株会社「セントラルフォレストグループ株式会社」を設立する予定です。持株会社体制の下で両社がそれぞれ独自に確立してきた経営体制や事業運営については尊重しながらも、両社の経営資源を結集し、中部エリアにおける地域密着卸としての事業基盤を強化することにより、お客さまのニーズに従来以上の価値を提供してまいります。両社それぞれの強みを活かすとともに、チャレンジ精神を持って様々な施策に取組み、持続的成長と企業価値の更なる向上を目指してまいります。

株主の皆様方におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

4. 財産及び損益の状況の推移

(1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

項 目 \ 期 別	第 66 期 (平成27年9月期)	第 67 期 (平成28年9月期)	第 68 期 (平成29年9月期)	第69期(当期) (平成30年9月期)
売 上 高 (百万円)	169,573	178,972	159,919	146,721
経 常 利 益 (百万円)	1,600	2,093	991	846
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	899	1,346	349	616
1株当たり当期純利益	141円66銭	218円37銭	60円81銭	112円08銭
総 資 産 (百万円)	55,293	57,547	58,222	56,689
純 資 産 (百万円)	19,509	20,815	20,823	21,120

- (注) 1. 第69期(当期)の状況につきましては、「1. 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。
2. 第67期より、売上高に係る表示方法の変更を行っており、第66期(平成27年9月期)の数値につきましては、遡及適用した数値で表示しております。
3. 当連結会計年度より売上高に係る会計方針の変更を行っており、第66期(平成27年9月期)から第68期(平成29年9月期)における売上高については遡及適用した数値で記載しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況の推移

項 目	期 別	第 66 期	第 67 期	第 68 期	第69期(当期)
		(平成27年9月期)	(平成28年9月期)	(平成29年9月期)	(平成30年9月期)
売 上 高 (百万円)		168,477	177,939	158,836	146,079
経 常 利 益 (百万円)		1,602	2,094	950	834
当期純利益 (百万円)		911	1,354	321	600
1株当たり当期純利益		143円60銭	219円69銭	56円02銭	109円23銭
総 資 産 (百万円)		54,776	57,051	57,775	56,185
純 資 産 (百万円)		19,148	20,492	20,449	20,739

(注) 1. 第67期より、売上高に係る表示方法の変更を行っており、第66期(平成27年9月期)の数値につきましては、遡及適用した数値で表示しております。

2. 当事業年度より売上高に係る会計方針の変更を行っており、第66期(平成27年9月期)から第68期(平成29年9月期)における売上高については遡及適用した数値で記載しております。

5. 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金 (百万円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
太平洋海苔株式会社	20	100.0	海苔加工業
王将椎茸株式会社	35	83.3	椎茸加工業

6. 主要な事業内容

当社グループは、当社及び子会社の3社により構成され、食料品の卸売業を主な事業の内容としております。

当社グループの主な事業内容は次のとおりであります。

会 社 名	主 な 事 業 内 容
株式会社トークン (当社)	食料品を中心とする各種商品の卸売業を主とし、あわせて、製造加工、その他日用一般商品の販売、物流事業を行っております。
太平洋海苔株式会社	海苔の加工を行っております。
王将椎茸株式会社	椎茸の加工及び椎茸・海苔の販売を行っております。

7. 主要な営業所及び工場

会社名	本社所在地
株式会社トーカン(当社)	名古屋市熱田区
太平洋海苔株式会社	三重県松阪市
王将椎茸株式会社	大分県臼杵市

当社は東海三県を中心に次のとおり事業所を設置しております。

事業所	名 称
営業	CVS営業部、量販営業部、卸営業部、フードサービス営業部、惣菜営業部、王将生産部、商品統括部、事業開発推進室、営業サポート本部、コーポレート本部
物流	名古屋定温センター、春日井定温センター、岐阜定温センター、三重定温センター、岡崎第2定温センター、富士定温センター、浜松第2定温センター、滋賀定温センター、松原定温センター、小牧常温センター、三好常温センター、豊川常温センター、愛西常温センター、津常温センター、松本第2常温センター、大府ドライセンター、小牧菓子センター、名古屋ドライセンター、木曾川低温流通センター、瀬戸低温流通センター、一宮低温流通センター、F S小牧低温流通センター
工場	名古屋工場、弥富工場

8. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

従業員数(名)	前連結会計年度末比増減(名)
392 [340]	-2 [+10]

(注)従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間平均人員を外数で記載していません。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数(名)	前期末比増減(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)
378 [299]	±0 [+5]	42.4	18.9

(注)従業員数は就業人員であり、役員・顧問、出向者及び契約社員は含まれておりません。なお、従業員数の〔 〕は臨時従業員の年間平均雇用人員であり、上記従業員数には含まれておりません。

9. 主要な借入先及び借入額

該当事項はありません。

II. 当社の株式に関する事項 (平成30年9月30日現在)

1. 発行可能株式総数 25,800,000株
2. 発行済株式の総数 7,050,000株 (自己株式1,576,900株を含む)
3. 株主数 360名
4. 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数 (株)	持株比率 (%)
永 津 邦 彦	663,000	12.11
ト ー カ ン 友 東 会	341,600	6.24
永 津 眞 紀 子	335,000	6.12
ト ー カ ン 社 員 持 株 会	281,654	5.14
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	268,000	4.89
豊 田 通 商 株 式 会 社	222,000	4.05
株 式 会 社 壱 番 屋	211,000	3.85
永 津 嘉 人	169,000	3.08
株 式 会 社 大 垣 共 立 銀 行	160,000	2.92
第 一 生 命 保 険 株 式 会 社	150,000	2.74

(注) 持株比率は、自己株式 (1,576,900株) を控除して計算しております。

5. その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

Ⅲ. 当社の会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 執行役員社長	永津嘉人	営業本部長
取締役 専務執行役員	神谷 亨	管理担当 株式会社テスク 社外取締役（監査等委員）
取締役 常務執行役員	浜島和則	業務用担当兼事業開発推進室長
取 締 役 相 談 役	永津邦彦	
取 締 役	竹内和彦	
取 締 役	高橋克紀	
常 勤 監 査 役	鬼頭雅人	
監 査 役	中野克己	弁護士 ヤマザキマザック株式会社 社外監査役 ヤマザキマザックキャピタル株式会社 社外監査役
監 査 役	上田圭祐	公認会計士 株式会社スズケン 社外取締役 株式会社メイホーホールディングス 社外監査役

- (注) 1. 取締役 竹内和彦及び高橋克紀の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であり、両氏を名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。
2. 監査役 中野克己及び上田圭祐の両氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であり、上田圭祐氏を名古屋証券取引所に独立役員として届け出ております。
3. 監査役 上田圭祐氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社では、経営環境の変化に迅速かつ的確に対応し、各部門の業務執行のスピードアップと強化を目的に執行役員制度を導入しております。上記取締役以外の執行役員は、以下の7名であります。
- 常務執行役員 CVS事業担当兼CVS営業部長 山田伸行
 上席執行役員 営業サポート担当兼コーポレート本部長 鶴岡和広、
 量販営業部長 林清高、商品統括部長 市岡秀男
 執行役員 惣業営業部長 久野勝、卸営業部長 大河内隆司、王将生産部長 岩井昭治

2. 取締役及び監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	
取締役 (社外取締役を除く。)	102	93	9	4
監査役 (社外監査役を除く。)	6	5	0	1
社外取締役	10	10	—	2
社外監査役	6	6	0	2

3. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は金100万円と法令が定める最低限度額のいずれか高い額となります。

4. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の業務執行者、社外役員等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	兼職先	兼職の内容	兼職先と当社との関係
監査役	中野克己	ヤマザキマザック株式会社	社外監査役	取引その他の関係はありません。
		ヤマザキマザックキャピタル株式会社	社外監査役	取引その他の関係はありません。
監査役	上田圭祐	株式会社ズケン	社外取締役	取引その他の関係はありません。
		株式会社メイホーホールディングス	社外監査役	取引その他の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	竹 内 和 彦	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席し、必要に応じて社外の立場から発言を行っております。
取 締 役	高 橋 克 紀	当事業年度開催の取締役会12回のすべてに出席し、必要に応じて社外の立場から発言を行っております。
監 査 役	中 野 克 己	当事業年度開催の取締役会12回及び監査役会8回のすべてに出席し、必要に応じて弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
監 査 役	上 田 圭 祐	当事業年度開催の取締役会12回及び監査役会8回のすべてに出席し、必要に応じて公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

IV. 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

2. 当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額

30百万円

当社及び当社の連結子会社が支払うべき金銭その他

の財産上の利益の合計額

30百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、有限責任監査法人トーマツの報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを検討して同意しました。
2. 当社は、会社法上の会計監査人の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、上記の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
3. 当社は会計監査人に対して、人事労務に係る相談サービスについての対価を支払っております。

3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、上記に準ずる場合、その他必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の目的とすることを取締役会に請求いたします。

V. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制等の整備について

当社は、業務の適正を確保するための体制等の整備について、平成18年5月16日の取締役会において基本方針を定め、平成27年9月28日の取締役会において、以下のとおり同基本方針を改定いたしております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合するよう次のコンプライアンス体制を構築する。
 - ① 取締役、使用人の企業倫理意識の向上、法令遵守のため「トーカングループ行動規範」を定め、研修を実施し、実行する。
 - ・トーカングループ行動規範の周知活動は、遵守すべき法令及び行動範囲を明確にして、当社及び当社子会社（以下、当社グループ）の取締役及び使用人に対し、研修やキャンペーンなどを通じ徹底を図っております。
 - ② 取締役、使用人への企業倫理意識等の浸透を図るためこれを推進する組織「CSR委員会」を設置する。
 - ・CSR運用規程に基づき、定期的にCSR委員会を開催し、企業倫理意識等の浸透に努め、また、当委員会におけるコンプライアンス分科会のもとで法令分野ごとに定めた主管部門が法令等の制定・改廃に対する対応を図っております。
 - ③ 法令遵守の観点から、これに反する行為等を早期に発見し、是正するため使用人を対象とした「内部通報制度」を設置する。
 - ・コンプライアンス・ホットライン（内部通報制度）を設置し、当社グループにおける違反行為の未然防止及び早期発見を図っております。
 - ④ 反社会的勢力排除に向けた体制を整備する。
 - ・反社会的勢力による不当要求などに対しては、組織全体として毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力及び団体との取引関係の排除、その他一切の関係をもたない体制を整えております。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関し、取締役の職務の遂行に係る文書等は、これに関連する資料とともに社内規程に従い保管する。
 - ・文書管理規程及び情報セキュリティ管理規程に基づき、取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書、その他取締役の職務執行に係る情報を適切に保存・管理し、取締役及び監査役がいつでも閲覧できる状態を維持しております。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制を整備する。
 - ・当社では、リスク管理規程を制定し、個々のリスク（生産リスク、災害リスク、情報セキュリティリスク等経営に大きな影響を及ぼすリスク）の責任部署を定め、継続的にリスクを評価し、その未然防止と損失の最小化に

努め、リスクを統括的に管理する体制を整備しております。

- (4) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。
- ・取締役会を月1回定例開催するほか、社長の諮問機関である経営会議を毎週1回開催し、適切な意思決定を図るとともに、執行役員会を月1回開催し、業績の進捗状況の把握と情報の共有化を図っております。また、職務執行については、取締役会規程、経営会議規程、職務権限規程等の社内規程において責任と執行手続を定め、必要に応じ規程の見直しを行っております。
- (5) 当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保する体制を整備する。
- ・当社から子会社の取締役及び監査役を派遣し、また、関係会社管理規程に基づき子会社を管理・監督するとともに、グループの企業理念や価値観の浸透、トーカングループ行動規範の徹底を図り、円滑な企業集団運営活動を実施しております。
- (6) 監査役の求めに応じて、監査役の職務を補助する担当者を設置する。この担当者の人事に係る事項の決定には、監査役会に事前の同意を得る。
- ・現段階では専任の補助者を設置しておりませんが、監査役からの要請があれば対応することとしております。
- (7) 取締役及び使用人が行う監査役又は監査役会に対する報告は、法令の規定事項のほか、当社グループに関する次の事項とする。
- ① 業務・財務に重大な影響、損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、当該事項に関する事項
 - ② 取締役・使用人等が法令又は定款に違反する行為をし、又はこれらの行為を行うおそれがあると考えられるときは、その旨
 - ③ 会社全体に影響を及ぼす重要事項に関する決定
 - ④ 業績及び業績見込みの重要事項開示内容
 - ⑤ 内部監査部門の責任者は、内部監査の実施状況又は業務遂行の状況及び内部統制に関する活動状況
 - ⑥ 内部通報制度の責任者は、同制度の運用状況及び通報の内容
 - ⑦ 監査役又は監査役会から業務執行に関する事項の報告を求められた取締役及び使用人は、速やかに当該事項につき報告
 - ・取締役及び使用人は、監査役に対し経営会議・その他重要な会議に出席を求め、また、重要な稟議書類を閲覧できる体制を整備し、必要に応じその説明をすることにより、報告体制の充実を図っております。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。

- ・ 監査役は、主要な会議に出席するとともに、重要書類の閲覧により取締役の職務の執行状況を確認し、代表取締役並びに会計監査人との間で、定期的な会合を行い、意見交換ができる体制を確保しております。
- ・ 当社は、当社監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、それを当社グループの取締役及び使用人に周知徹底しております。
- ・ 当社は、監査役の職務執行により生ずる費用等について、当該監査役の職務執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかにこれを支払います。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制を構築する。

- ・ 当社は、「財務報告に係る内部統制運用管理規程」を制定し、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理し、不備があれば是正していく体制を整備しております。

上記の内部統制システムの運用状況は、以下のとおりであります。

1. コンプライアンス管理規程に基づき、CSR委員会コンプライアンス分科会のもと、年間計画に沿ったトールグループ行動規範の浸透や法令遵守状況の確認を実施しました。
2. リスク管理規程に基づき、定期的なリスク評価と対応状況の判定を行い、対処すべきリスクの低減に努めました。
3. 財務報告に係る内部統制運用管理規程に基づき、全社統制・IT統制、決算プロセス及び業務プロセスの運用状況を確認し、健全化に努めました。

2. 取締役会による剰余金の配当等の権限行使に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を経営の重要政策の一つとして位置付け、収益力の向上と安定した配当を継続してまいりたいと考えております。

また、内部留保につきましては、企業体質の強化と今後の事業発展のための資金として活用してまいりたいと考えております。

当社は、平成18年12月20日開催の第57期定時株主総会において、剰余金の配当等を取締役会決議で行う旨の定款変更をご承認いただいております。

第69期につきましては、平成30年11月8日開催の取締役会において1株当たり15円の配当を行うことを決議し、年間配当は30円といたしました。

(注) 本事業報告中に記載の金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結貸借対照表

(平成30年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	36,295	流 動 負 債	32,912
現金及び預金	10,375	支払手形及び買掛金	29,058
受取手形及び売掛金	17,786	未 払 金	2,827
商品及び製品	3,237	未払法人税等	337
原材料及び貯蔵品	357	賞与引当金	310
繰延税金資産	146	役員賞与引当金	10
未収入金	4,190	そ の 他	368
そ の 他	200	固 定 負 債	2,657
固 定 資 産	20,394	繰延税金負債	1,476
有形固定資産	8,032	役員退職慰労引当金	5
建物及び構築物	3,061	退職給付に係る負債	6
機械装置及び運搬具	136	資産除去債務	415
工具、器具及び備品	67	そ の 他	752
土 地	4,240	負 債 合 計	35,569
リース資産	527	(純資産の部)	
無形固定資産	222	株 主 資 本	17,247
投資その他の資産	12,139	資 本 金	1,243
投資有価証券	8,171	資本剰余金	1,132
退職給付に係る資産	167	利益剰余金	17,772
差入保証金	2,078	自 己 株 式	△2,901
そ の 他	1,727	その他の包括利益累計額	3,827
貸倒引当金	△5	其他有価証券評価差額金	3,705
		退職給付に係る調整累計額	122
		非支配株主持分	44
		純 資 産 合 計	21,120
資 産 合 計	56,689	負債純資産合計	56,689

連結損益計算書

(自 平成29年10月1日)
(至 平成30年9月30日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		146,721
売上原価		133,081
売上総利益		13,640
販売費及び一般管理費		13,359
営業利益		281
営業外収益		
受取利息	12	
受取配当金	122	
受取地代家賃	193	
不動産賃貸料	216	
その他	196	740
営業外費用		
支払利息	6	
不動産賃貸費用	143	
販売電費	22	
その他	2	175
経常利益		846
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	403	
固定資産受贈益	12	416
特別損失		
固定資産売却損	0	
固定資産除却損	17	
投資有価証券評価損	77	
減損	206	300
税金等調整前当期純利益		962
法人税、住民税及び事業税	378	
法人税等調整額	△34	343
当期純利益		618
非支配株主に帰属する当期純利益		2
当会社株主に帰属する当期純利益		616

連結株主資本等変動計算書

(自 平成29年10月1日)
(至 平成30年9月30日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
平成29年10月1日残高	1,243	1,132	17,322	△2,524	17,174
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△166		△166
親会社株主に帰属する当期純利益			616		616
自己株式の取得				△376	△376
株主資本以外の項目 の連結会計年度中の 変動額(純額)					
連結会計年度中の 変動額合計	—	—	449	△376	73
平成30年9月30日残高	1,243	1,132	17,772	△2,901	17,247

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
平成29年10月1日残高	3,472	134	3,606	42	20,823
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△166
親会社株主に帰属する当期純利益					616
自己株式の取得					△376
株主資本以外の項目 の連結会計年度中の 変動額(純額)	232	△11	221	2	223
連結会計年度中の 変動額合計	232	△11	221	2	296
平成30年9月30日残高	3,705	122	3,827	44	21,120

貸 借 対 照 表

(平成30年 9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	36,146	流 動 負 債	32,846
現金及び預金	10,327	支 払 手 形	51
受 取 手 形	365	買 掛 金	28,999
売 掛 金	17,296	リ ー ス 債 務 金	97
商 品 及 び 製 品	3,156	未 払 金	2,800
原材料及び貯蔵品	49	未 払 法 人 税 等	337
前 払 費 用	113	賞 与 引 当 金	301
繰 延 税 金 資 産	139	役 員 賞 与 引 当 金	10
未 収 入 金	4,199	そ の 他	249
そ の 他	497	固 定 負 債	2,599
固 定 資 産	20,039	リ ー ス 債 務 金	430
有 形 固 定 資 産	7,829	繰 延 税 金 負 債	1,422
建 物	2,929	退 職 給 付 引 当 金	9
構 築 物	63	資 産 除 去 債 務 金	415
機 械 及 び 装 置	121	そ の 他	320
土 地	4,121	負 債 合 計	35,446
リ ー ス 資 産	527	(純 資 産 の 部)	
そ の 他	66	株 主 資 本	17,034
無 形 固 定 資 産	220	資 本 金	1,243
投 資 そ の 他 の 資 産	11,989	資 本 剰 余 金	1,132
投 資 有 価 証 券	8,096	資 本 準 備 金	1,132
関 係 会 社 株 式	133	利 益 剰 余 金	17,559
関 係 会 社 出 資 金	84	利 益 準 備 金	141
差 入 保 証 金	2,037	そ の 他 利 益 剰 余 金	17,418
投 資 不 動 産	1,463	(固 定 資 産 圧 縮 積 立 金)	(140)
そ の 他	179	(別 途 積 立 金)	(16,507)
貸 倒 引 当 金	△5	(繰 越 利 益 剰 余 金)	(770)
		自 己 株 式	△2,901
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	3,705
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,705
		純 資 産 合 計	20,739
資 産 合 計	56,185	負 債 純 資 産 合 計	56,185

損 益 計 算 書

(自 平成29年10月1日)
(至 平成30年9月30日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		146,079
売 上 原 価		132,653
売 上 総 利 益		13,425
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		13,173
営 業 利 益		252
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 配 当 金	141	
受 取 地 代 家 賃	195	
不 動 産 賃 貸 料	216	
そ の 他	203	757
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	6	
不 動 産 賃 貸 費 用	143	
売 電 費 用	22	
そ の 他	2	175
経 常 利 益		834
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	403	
そ の 他	12	416
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	0	
固 定 資 産 除 却 損	17	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	77	
減 損 損 失	206	300
税 引 前 当 期 純 利 益		949
法人税、住民税及び事業税	377	
法 人 税 等 調 整 額	△28	349
当 期 純 利 益		600

株主資本等変動計算書

(自 平成29年10月1日)
(至 平成30年9月30日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本							自己株式	株主資本 合 計
	資本金	資本剰余金 資 本 準 備 金	利 益 準 備 金	利益剰余金					
				その他利益剰余金					
				固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰越利益 剰 余 金			
平成29年10月1日残高	1,243	1,132	141	140	16,307	536	△2,524	16,976	
事業年度中の変動額									
固定資産圧縮積立金の取崩				△0		0		—	
別途積立金の積立					200	△200		—	
剰余金の配当						△166		△166	
当期純利益						600		600	
自己株式の取得							△376	△376	
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	—	△0	200	233	△376	57	
平成30年9月30日残高	1,243	1,132	141	140	16,507	770	△2,901	17,034	

	評価・換算差額等	純資産合計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	
平成29年10月1日残高	3,472	20,449
事業年度中の変動額		
固定資産圧縮積立金の取崩		—
別途積立金の積立		—
剰余金の配当		△166
当期純利益		600
自己株式の取得		△376
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	232	232
事業年度中の変動額合計	232	290
平成30年9月30日残高	3,705	20,739

独立監査人の監査報告書

平成30年11月20日

株式会社 トーカン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三浦 宏和 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 今泉 誠 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トーカンの平成29年10月1日から平成30年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トーカン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、国分中部株式会社との間で平成30年11月8日開催の両社取締役会における決議に基づき、共同株式移転の方法により両社の完全親会社となる共同持株会社（「セントラルフォレストグループ株式会社」）の設立に関する経営統合契約書を締結し、共同して株式移転計画書を作成している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成30年11月20日

株式会社 トーカン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三 浦 宏 和 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 今 泉 誠 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トーカンの平成29年10月1日から平成30年9月30日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、国分中部株式会社との間で平成30年11月8日開催の両社取締役会における決議に基づき、共同株式移転の方法により両社の完全親会社となる共同持株会社（「セントラルフォレストグループ株式会社」）の設立に関する経営統合契約書を締結し、共同して株式移転計画書を作成している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年10月1日から平成30年9月30日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査部門等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年11月20日

株式会社 ト ー カ ン 監査役会

常勤監査役 鬼頭雅人 ㊟

社外監査役 中野克己 ㊟

社外監査役 上田圭祐 ㊟

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 株式移転計画承認の件

当社と国分中部株式会社（以下、「国分中部」といい、当社と国分中部を総称して、以下、「両社」といいます。）は、株式移転の方式により、平成31年4月1日（以下、「効力発生日」といいます。）をもって両社の完全親会社となる「セントラルフォレストグループ株式会社」（以下、「共同持株会社」といいます。）を設立すること（以下、「本株式移転」といいます。）について合意し、平成30年11月8日開催の両社の取締役会において決議のうえ、同日付で「株式移転計画書」を共同で作成いたしました。

つきましては、本株式移転に関する株式移転計画（以下、「本株式移転計画」といいます。）のご承認をお願いいたしたいと存じます。

本株式移転を行う理由、本株式移転計画の内容の概要その他本議案に関する事項は、以下のとおりであります。

1. 本株式移転を行う理由

当社は「食生活の創造カンパニー」として、商品を安全・安心に、安定したサービスでお届けすることはもとより、季節に合わせた旬な食材、地域独自の味覚や食文化、伝統的な和食文化の継承と海外の食文化との融合など、わが国の「食」の多様性を支えるとともに、新しい「食」を創り出し、食生活を豊かにすることに努めてまいりました。また、創業時より中京エリアを中心に事業の展開を続け、地域に密着したリージョナル・ホールセラーとして「地元企業」の皆様と共に成長を続けてまいりました。

国分中部は、昭和36年、国分株式会社（現 国分グループ本社）名古屋出張所としての開設から54年の歳月を経て、平成28年、国分株式会社中部支社、東海国分株式会社、北陸国分株式会社の3社が一つとなり、国分中部として新たに出発いたしました。「食のマーケティングカンパニー」として顧客満足度No.1の企業でありたいという想いから、中部エリアにおいて、皆様のお役に立てる価値ある「地域密着 全国卸」として、高い品質の商品とサービスの提供を目指しております。

食品流通業界におきましては、人口の減少、少子高齢化やIT革新、生活者のライフスタイルの多様化、業種・業態の垣根を超えた競争の激化等の環境変化により、両社におきましても変革が求められております。

このような状況の下、環境変化へ迅速に対応し競争を勝ち抜いていくためには、持株会社体制の下で両社がそれぞれ独自に確立してきた経営体制や事業運営については尊重しながらも、両社の経営資源を結集し、中部エリアにおける地域密着卸としての事業基盤を強化することにより、お客さまのニーズに従来以上の価値を提供していくことが必要との結論に至り、本株式移転により共同持株会社を設立し経営統合を行うことを合意いたしました。

販売面では、お互いの強みである販売チャネル・取扱い商品を相互補完することで売上拡大を目指し、物流・システム・管理等の機能面では、スケールメリットを活かし、業務効率化・コスト削減を図るべく、今後両社で協業内容の検討を進めていく予定です。

なお、本経営統合後も両社は、自主自立を基本としてそれぞれの取引先との関係の維持・強化を図る予定です。

このような考えの下、厳しい事業環境下においてチャレンジ精神を持って様々な施策に取り組み、持続的成長と企業価値の更なる向上を目指してまいります。

2. 本株式移転計画の内容の概要

本株式移転計画の内容の概要は、以下に掲げる「株式移転計画書（写）」に記載のとおりであります。

株式移転計画書（写）

国分中部株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社トーカン（以下「乙」という。）は、共同株式移転の方法による株式移転を行うことについて合意したので、次のとおり株式移転計画（以下「本計画」という。）を定める。

第1条（本株式移転）

本計画の定めるところに従い、甲及び乙は、共同株式移転の方法により新たに設立する株式移転設立完全親会社（以下「新会社」という。）の成立日（第6条に定義する。以下同じ。）において、甲及び乙の発行済株式の全部を新会社に取得させる株式移転（以下「本株式移転」という。）を行うものとし、これにより甲及び乙は新会社の完全子会社となる。

第2条（新会社の目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項）

1. 新会社の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は次のとおりとする。

- (1) 目的
新会社の目的は、別紙「定款」第2条に記載のとおりとする。
 - (2) 商号
新会社の商号は、セントラルフォレストグループ株式会社とし、英文では、Central Forest Group, Inc. と表示する。
 - (3) 本店の所在地
新会社の本店の所在地は、愛知県名古屋市の、本店の所在場所は、愛知県名古屋市熱田区川並町4番8号とする。
 - (4) 発行可能株式総数
新会社の発行可能株式総数は、33,000,000株とする。
2. 前項に定めるもののほか、新会社の定款で定める事項は、別紙「定款」に記載のとおりとする。

第3条（新会社の設立時取締役の氏名及び設立時会計監査人の名称）

新会社の設立時取締役の氏名及び設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

1. 設立時取締役

代表取締役社長	永津	嘉人
代表取締役副社長	福井	稔
専務取締役	神谷	亨
取締役	相澤	正邦
2. 設立時取締役（監査等委員）

取締役（常勤監査等委員）	鬼頭	雅人
取締役（監査等委員）	高橋	克紀
取締役（監査等委員）	中野	克己
3. 設立時会計監査人
太陽有限責任監査法人

第4条（本株式移転に際して交付する株式及びその割当て）

1. 新会社は、本株式移転に際して、本株式移転により新会社が甲及び乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における甲及び乙の株主に対し、その所有する甲及び乙の普通株式に代わり、(i) 甲が基準時現在発行している普通株式の総数に1.52を乗じた数、及び(ii) 乙が基準時現在発行している普通株式の総数に1を乗じた数、を合計した数と同数の新会社の普通株式（以下「交付株式」という。）を交付する。

2. 新会社は、本株式移転に際して、前項の定めにより交付される交付株式を、以下の割合（以下「株式移転比率」という。）をもって割り当てる。
 - (1) 甲の株主に対しては、その所有する甲の普通株式1株につき、新会社の普通株式1.52株
 - (2) 乙の株主に対しては、その所有する乙の普通株式1株につき、新会社の普通株式1株
3. 前二項の計算において、1株に満たない端数が生じる場合には、会社法第234条その他関係法令の定めに従い処理するものとする。

第5条（新会社の資本金及び準備金に関する事項）

新会社の設立時における資本金及び準備金の額は次のとおりとする。

- (1) 資本金の額
1,600,000,000円
- (2) 資本準備金の額
400,000,000円
- (3) 利益準備金の額
0円

第6条（新会社の成立の日）

新会社の設立の登記をすべき日（以下「成立日」という。）は、平成31年4月1日とする。ただし、手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲乙協議の上、合意によりこれを変更することができる。

第7条（本計画承認株主総会）

1. 甲は、平成30年12月19日を開催日として臨時株主総会を招集し、会社法第804条第1項の規定に基づき本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
2. 乙は、平成30年12月19日を開催日として定時株主総会を招集し、会社法第804条第1項の規定に基づき本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。
3. 本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲乙協議の上、合意により前二項に定める本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求める各株主総会の開催日を変更することができる。

第8条（株式上場）

新会社は、成立日において、その発行する普通株式の名古屋証券取引所市場第二部への上場を予定するものとし、甲乙協議の上、可能な限り相互に協力して当該上場に必要の手続を行う。

第9条（株主名簿管理人）

新会社の株主名簿管理人は、三井住友信託銀行株式会社とする。

第10条（剰余金の配当）

1. 甲は、平成30年12月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり225円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
2. 乙は、平成30年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり15円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。また、乙は、平成31年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、1株当たり15円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
3. 甲及び乙は、前二項に定める場合を除き、本計画作成後新会社の成立日に至るまでの間、新会社の成立日以前を基準日とする剰余金の配当決議を行ってはならない。但し、甲及び乙にて協議の上、合意をした場合についてはこの限りでない。

第11条（自己株式の消却）

甲及び乙は、新会社の成立日の前日までに開催されるそれぞれの取締役会の決議により、それぞれが基準時において保有する自己株式（本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に応じて取得する自己株式を含む。）の全部を消却するものとする。

第12条（会社財産の管理等）

甲及び乙は、本計画作成後新会社の成立日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行い、かつ、それぞれの子会社及び関連会社をして善良なる管理者の注意をもって自らの業務の遂行並びに財産の管理及び運営を行わせるものとし、それぞれの財産又は権利義務に重大な影響を及ぼし得る行為については、本計画において別途定める場合を除き、あらかじめ甲及び乙が協議し、合意の上、これを行い、又はこれを行わせるものとする。

第13条（本計画の効力）

本計画は、第7条に定める甲及び乙の株主総会の承認が得られなかった場合、本株式移転の実行のために必要な関係官庁からの認可・許可・登録・承認等が得られなかった場合、又は次条に従い本株式移転を中止する場合には、その効力を失う。

第14条（事情変更）

本計画作成後新会社の成立日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲若しくは乙の財産又は経営状態に重要な変更が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本計画の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は協議の上、本株式移転に関する条件を変更し、又は本株式移転を中止することができる。

第15条（規定外事項）

本計画に定める事項のほか、本株式移転に関して定めのない事項その他本株式移転に必要な事項については、本株式移転の趣旨に従い、信義誠実の原則に則って甲乙間で協議の上、これを決定する。

本計画の作成を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

平成30年11月8日

甲：愛知県名古屋市北区浪打町2丁目35番地
国分中部株式会社
代表取締役 福井 稔 ⑩

乙：愛知県名古屋市熱田区川並町4番8号
株式会社トーカン
代表取締役 永津 嘉人 ⑩

セントラルフォレストグループ株式会社 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、セントラルフォレストグループ株式会社と称し、英文では、Central Forest Group, Inc. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次項以下に定める事業を営む会社の株式又は持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配・管理すること及びこれに附帯関連する一切の事業を営むことを目的とする。

- 2 次の商品に関する販売業、輸出入業及び斡旋業
 - (1) 農畜産物・水産物
 - (2) 食料品・飲料品
 - (3) 日用雑貨品・台所用品
 - (4) 酒類・米・たばこ・塩
 - (5) 医薬品及び関連製品・工業薬品
 - (6) 食品加工用機械器具
 - (7) 陳列用具及び包装用品
 - (8) 生花・草木類・観葉植物・造花・ドライフラワー・球根・種苗・園芸用品
 - (9) 書籍・文具・玩具
 - (10) 化粧品
 - (11) 繊維品
 - (12) ペット関連製品
 - (13) 商品券
- 3 前項各号に関連する容器、包装資材の販売及び受託販売業
- 4 小売業、外食産業、卸売業、製造加工業に対する商品の保管、荷役、受発注、流通加工、梱包及び配送業務の受託
- 5 情報システム及びソフトウェアの企画、開発、製作、指導、販売及び斡旋業
- 6 得意先への提供を目的とした情報の調査、収集、処理
- 7 物流企画・提案、物流コンサルティング及び物流システムの開発に関する業務
- 8 不動産の売買、賃貸借、保守管理及びこれらの仲介
- 9 貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業、倉庫業、共同配送受託業務
- 10 経営、労務、経理、法務、総務、不動産に関する指導、情報処理及び提供サービス業、代行業並びにコンサルティング
- 11 介護・福祉関連事業
- 12 労働者派遣事業
- 13 小売業、外食産業及び保育施設等の経営業
- 14 各種イベントの企画、運営、実施

- 15 農海産乾物の加工及び惣菜等調理食品の製造
- 16 損害保険代理業及び生命保険の募集に関する業務
- 17 コンビニエンスストアの経営
- 18 第2項から第17項までに附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を名古屋市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、3,300万株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式数についての権利)

第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株主権行使の手続その他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

(招集の時期)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年3月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年12月31日とする。

(株主総会の招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2 当該代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第17条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(選任方法)

第18条 取締役は、株主総会において監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

4 会社法第329条第3項の規定に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって取締役会長及び取締役社長各1名並びに取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会で定めた代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2 当該代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第24条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(重要な業務執行の決定の委任)

第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、取締役会において決定すべき重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第28条 監査等委員会は、各監査等委員がこれを招集する。

2 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

3 監査等委員会は、監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで開催することができる。

(常勤の監査等委員)

第29条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会規程)

第30条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第6章 計 算

(事業年度)

第31条 当会社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第32条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第33条 当会社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。

2 当会社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。

3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第34条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。なお、未払配当財産には利息をつけないものとする。

附則

(最初の事業年度)

第1条 当会社の最初の事業年度は、第31条の規定にかかわらず、当会社設立の日から2019年12月31日までとする。

(取締役の当初の報酬等)

第2条 当会社の最初の取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する、当会社設立の日から最初の定時株主総会の終結の時までの取締役の報酬等の総額(以下、「当初報酬」という。)は、第26条の規定にかかわらず、金3億円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)とする。

2 当会社の最初の監査等委員である取締役に対する当初報酬は、第26条の規定にかかわらず、金5千万円以内とする。

(附則の削除)

第3条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会の終結の時をもってこれを削除する。

以上

3. 会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項

(1) 本株式移転対価の総数及び割当てに関する事項

	当社	国分中部
株式移転比率	1	1.52

(注1) 本株式移転に係る株式の割当ての詳細

当社の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1株を、国分中部の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式1.52株を割当て交付いたします。なお、本株式移転により、両社の株主に交付しなければならない共同持株会社の普通株式の数に1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条その他関連法令の規定に従い、当該株主に対し1株に満たない端数部分に応じた金額をお支払いいたします。

ただし、上記株式移転比率は、算定の基礎となる条件に重大な変更が生じた場合は、両社で協議の上、変更することがあります。

また、共同持株会社の単元株式数は100株といたします。

(注2) 共同持株会社が本株式移転により発行する新株式数（予定）

普通株式8,860,409株

上記株式数は、平成30年9月30日時点における当社の発行済株式総数(7,050,000株)及び平成29年12月31日時点における国分中部の発行済株式総数(2,228,493株)に基づいて算出しております。ただし、両社は、本株式移転の効力発生までに、それぞれが保有する自己株式(本株式移転に際して行使される会社法第806条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得する自己株式を含みます。)のうち実務上消却可能な範囲の株式を消却することを予定しているため、当社が平成30年9月30日時点で保有する自己株式(1,576,900株)については、上記の算出において、新株式交付の対象から除外しております。

なお、実際に消却される自己株式数については現時点において未確定であるため、実際に共同持株会社が交付する新株式数は変動することがあります。

(注3) 単元未満株式の取り扱いについて

本株式移転により、1単元(100株)未満の共同持株会社の株式(以下「単元未満株式」といいます。)の割当てを受ける両社の株主の皆様につきましては、かかる割当てられた単元未満株式を名古屋証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有するこ

ととなる株主の皆様は、共同持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。

(2) 本株式移転に係る割当ての内容の根拠等

①割当ての内容の根拠及び理由

上記3.(1)「本株式移転対価の総数及び割当てに関する事項」に記載の株式移転比率の合意にあたって公正性を期すため、当社は東海東京証券株式会社（以下、「東海東京証券」といいます。）を、国分中部はフロンティア・マネジメント株式会社（以下、「FMI」といいます。）をそれぞれ第三者算定機関として選定いたしました。両社は、それぞれ当該算定機関に対し、本株式移転に用いられる株式移転比率の算定を依頼し、当該算定機関による算定結果を参考に、それぞれ両社の財務の状況、資産の状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案し、両社で株式移転比率について慎重に交渉・協議を重ねた結果、平成30年11月8日に開催された両社の各取締役会において、最終的に上記株式移転比率が妥当であるとの判断に至り、上記株式移転比率を決定し、経営統合契約書を締結いたしました。

②算定機関との関係

東海東京証券及びFMIは、いずれも両社の関連当事者には該当せず、両社との間で本株式移転に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

③算定の基礎

本株式移転に用いられる株式移転比率の合意にあたって公正性を期すため、当社は東海東京証券に、国分中部はFMIに対し、それぞれ株式移転比率の算定を依頼しました。

東海東京証券は、両社の財務情報及び本株式移転の諸条件を分析した上で、両社とも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法による算定を行い、更に両社の将来の事業活動の状況を算定に反映するためにディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF法」といいます。）を採用して算定を行いました。各算定方法による算定結果は以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の算定レンジは、当社の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、国分中部の普通株式1株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

評価手法	株式移転比率
類似会社比較法	1.32 ~ 1.73
DCF法	1.46 ~ 1.78

東海東京証券は、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの情報等が、全て正確かつ完全なものであること、株式移転比率の算定に重要な影響を与える可能性がある事実で東海東京証券に対して未公開の事実がないこと等の種々の前提を置いており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定依頼も行っておりません。加えて、両社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については、両社の経営陣により、当該情報提供時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としています。なお、DCF法による分析に用いた当社の将来の利益計画は、前年度比で大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、平成31年9月期において、物流の配送効率化に加え、惣菜製造工場の製造高増加及び原価低減等により大幅な増益が見込まれております。一方、国分中部の将来の利益計画は、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

FMIは、両社の財務情報及び本株式移転の諸条件を分析した上で、両社とも比較可能な上場類似会社が複数存在し、類似会社比較による株式価値の類推が可能であることから類似会社比較法による算定を行い、更に両社の将来の事業活動の状況を算定に反映するためにDCF法を採用して算定したとのことです。各算定方法による算定結果は以下のとおりです。なお、以下の株式移転比率の算定レンジは、当社の普通株式1株に対して共同持株会社の普通株式を1株割り当てる場合に、国分中部の普通株式1株に対して割り当てる共同持株会社の普通株式数の算定レンジを記載したものです。

評価手法	株式移転比率
類似会社比較法	1.31 ~ 1.56
DCF法	1.43 ~ 1.56

FMIは、株式移転比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則として採用し、採用したそれらの情報等

が、全て正確かつ完全なものであること、株式移転比率の算定に重要な影響を与える可能性がある事実でFMIに対して未公開の事実がないこと等の種々の前提を置いており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、両社とその関係会社の資産又は負債（簿外資産及び負債、その他偶発債務を含みます。）については、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への評価、鑑定又は査定の依頼も行っておりません。加えて、両社から提出された財務予測（利益計画及びその他の情報を含みます。）については、両社の経営陣により、現時点で得られる最善の予測と判断に基づき、合理的に作成されたことを前提としています。なお、DCF法による分析に用いた当社の将来の利益計画は、前年度比で大幅な増益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、平成31年9月期において、物流の配送効率化に加え、惣菜製造工場の製造高増加及び原価低減等により大幅な増益が見込まれております。一方、国分中部の将来の利益計画は、大幅な増減益が見込まれている事業年度はありません。

④上場廃止となる見込み及びその事由

当社及び国分中部は、新たに設立する共同持株会社の株式について、名古屋証券取引所市場第二部に新規上場申請を行う予定であり、上場日は共同持株会社の設立日である平成31年4月1日を予定しております。また、当社は、本株式移転により共同持株会社の完全子会社となりますので、当社の普通株式は、平成31年3月27日に名古屋証券取引所市場第二部を上場廃止（最終売買日は平成31年3月26日）となる予定であります。なお、共同持株会社の上場日及び当社の上場廃止日につきましては、名古屋証券取引所の規則により決定されます。

上場廃止後は、当社の普通株式を名古屋証券取引所において取引することができなくなりますが、本株式移転の効力発生日において両社の株主様に割当てられる共同持株会社の普通株式は名古屋証券取引所に上場されているため、株式の所有数に応じて一部の株主様において単元未満株式の割当てを受ける可能性はあるものの、1単元以上の株式について引き続き名古屋証券取引所において取引することが可能であり、株式の流動性を確保できるものと考えております。

⑤公正性を担保するための措置

本株式移転の公平性・妥当性を担保するために、上記（2）③に記載のとおり、両社は、それぞれ別個に独立した第三者算定機関に株式移転比率の算定を依頼し、その算定結果の提出を受けました。なお、両社は、いず

れも第三者算定機関より、本株式移転に用いられる株式移転比率がそれぞれの株主にとって財務的見地より妥当である旨の意見書（いわゆるフェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

⑥利益相反を回避するための措置

本株式移転にあたって、当社と国分中部との間には特段の利益相反関係は存しないことから、特別な措置は講じておりません。

(3) 共同持株会社の資本金及び準備金の額に関する事項

当社及び国分中部は、本株式移転による共同持株会社の設立に際し、共同持株会社の資本金及び準備金の額を以下のとおり決定いたしました。

- ①資本金の額 1,600,000,000円
- ②資本準備金の額 400,000,000円
- ③利益準備金の額 0円

これらの資本金及び準備金の額につきましては、共同持株会社の規模その他の諸事情を総合的に勘案・検討し、当社と国分中部が協議の上、会社計算規則第52条の規定の範囲内で決定したものであります。

4. 国分中部に関する事項

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

国分中部の平成29年12月期に係る計算書類等の内容につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.tokan-g.co.jp>) に掲載しております。

(2) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象はありません。

5. 当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

当社が保有する自己株式並びに本株式移転の効力発生時の直前までに当社が保有することとなる自己株式のすべて（なお、平成30年9月30日時点における自己株式数は1,576,900株ですが、実際に消却する自己株式数は変動する可能性があります。）を、消却時に本株式移転が有効であることを条件として、本株式移転の効力発生時まで消却する予定であります。

6. 共同持株会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）となる者についての会社法施行規則第74条に規定する事項
 共同持株会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）となる者は、以下のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	(1)所有する当社株式の数 (2)割当てられる共同持株会社の株式の数
なが つ よし ひと 永 津 嘉 人 (昭和50年10月1日生)	平成16年3月 株式会社トーカン入社 平成20年12月 同社執行役員 改善推進室長 平成22年12月 同社取締役執行役員 営業担当社長補佐兼改善推進室長 平成23年10月 同社取締役常務執行役員 営業担当兼改善推進室長 平成25年10月 同社取締役専務執行役員 営業本部長 平成26年10月 同社代表取締役執行役員社長 営業本部長（現任）	(1) 169,000株 (2) 169,000株
【選任の理由】 永津嘉人氏は、株式会社トーカンの代表取締役として中長期的な経営戦略を構築するなど優れたリーダーシップを発揮しております。共同持株会社においても経営戦略を策定・推進できると判断し、取締役候補者とするものであります。		

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	(1)所有する当社株式 の数 (2)割当てられる共同 持株会社の株式の 数
ふくい みのる 福井 稔 (昭和36年12月14日生)	昭和59年4月 国分株式会社入社 (現国分グループ本社株式会社) 平成14年3月 同社九州支社沖縄支店長 平成24年1月 同社北海道支社長兼シュレン国分株式会社出向 平成27年1月 同社執行役員中部支社長 平成28年1月 同社執行役員経営統括本部付部長兼 国分中部株式会社代表取締役社長執行役員兼 国分フードクリエイティブ株式会社執行役員 中部支社長(現任)	(1) 一株 (2) 一株
<p>【選任の理由】 福井稔氏は、国分グループにて要職を歴任した後、平成28年1月の国分グループ組織再編で3社合併により誕生した国分中部株式会社の代表取締役として変革にむけて強いリーダーシップを発揮しております。共同持株会社においても変革を推進するとともに、経営を統括できると判断し、取締役候補者とするものであります。</p>		
かみや とおる 神谷 亨 (昭和32年2月23日生)	昭和54年3月 株式会社トーカン入社 平成13年12月 同社取締役 平成16年12月 同社取締役執行役員 平成17年12月 同社取締役常務執行役員 平成26年10月 同社取締役専務執行役員 管理統括部長 平成28年10月 同社取締役専務執行役員 管理担当(現任) 〔重要な兼職の状況〕 株式会社テスク 社外取締役(監査等委員)	(1) 12,000株 (2) 12,000株
<p>【選任の理由】 神谷亨氏は、株式会社トーカンにて内務部門の要職を歴任する中で豊富な知識と経験を有し、現在は株式会社トーカンの取締役専務執行役員として内務部門全体を統括しております。専門性の高い知識と経験を活かし、共同持株会社においてもコーポレート・ガバナンスを構築・推進できると判断し、取締役候補者とするものであります。</p>		

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	(1)所有する当社株式 の数 (2)割当てられる共同 持株会社の株式の 数
あい ざわ まさ くに 相澤正邦 (昭和33年8月4日生)	昭和57年4月 国分株式会社入社 (現国分グループ本社株式会社) 平成15年3月 同社経営統括室部長兼営業統括本部部長兼 首都圏統括本部部長 平成27年1月 同社執行役員経営統括本部部長兼 事業開発部長兼低温フレッシュ・フード サービス統括部付部長 平成28年1月 同社執行役員経営企画部長兼 ヘルスケア統括部長兼経営統括本部部長 平成29年3月 同社取締役執行役員経営統括本部副本部長兼 経営企画部長兼ヘルスケア統括部長 (現任) [重要な兼職の状況] 国分グループ本社株式会社取締役執行役員 経営統括本部副本部長兼経営企画部長兼 ヘルスケア統括部長	(1) 一株 (2) 一株
【選任の理由】 相澤正邦氏は、国分グループにて経営企画部門の要職を歴任する中で豊富な知識と経験を有し、現在は国分グループ本社株式会社の取締役執行役員として経営企画部の責任者を務めております。専門性の高い知識と経験を活かし、共同持株会社においても経営戦略の策定・推進に適任であると判断し、取締役候補者とするものであります。		

- (注) 1. 所有する当社株式の数は、平成30年9月30日現在の所有状況に基づき記載しており、また、割当てられる共同持株会社の株式の数は、当該所有状況に基づき株式移転比率を勘案して記載しております。なお、実際に割当てられる共同持株会社の株式の数は、共同持株会社の設立日の直前までの所有株式数に応じて変動することがあります。
2. 各候補者と当社及び国分中部株式会社との間には、特別の利害関係はなく、共同持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。

7. 共同持株会社の監査等委員である取締役となる者についての会社法施行規則第74条の3に規定する事項

共同持株会社の監査等委員である取締役となる者は、以下のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	(1) 所有する当社株式の数 (2) 割当てられる共同持株会社の株式の数
<p>鬼頭 雅人 (昭和30年12月23日生)</p>	<p>昭和53年3月 株式会社トーカン入社 平成12年10月 同社業務部長 平成20年10月 王将椎茸株式会社管理部長 平成22年12月 株式会社トーカン常勤監査役 (現任)</p>	<p>(1) 5,000株 (2) 5,000株</p>
<p>【選任の理由】 鬼頭雅人氏は、株式会社トーカンにて上場会社の常勤監査役を長年務めており、監査役としての豊富な知識と経験を有しております。上場を予定している共同持株会社においても監査等委員である取締役として職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者とするものであります。</p>		
<p>高橋 克紀 (昭和19年6月8日生)</p>	<p>昭和43年4月 豊田通商株式会社入社 平成19年6月 同社取締役副社長 平成21年6月 同社取締役副会長 平成26年12月 株式会社トーカン取締役相談役 平成29年12月 同社取締役 (現任)</p>	<p>(1) 一株 (2) 一株</p>
<p>【選任の理由】 高橋克紀氏は、上場会社であります豊田通商株式会社にて取締役副会長など要職を歴任し、企業経営の分野をはじめとする豊富で幅広い知識と経験を有しております。上場を予定している共同持株会社においても、監査等委員である取締役として、幅広い分野で実効性の高い監査ができるものと判断し、取締役候補者とするものであります。</p>		

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び担当 並びに重要な兼職の状況	(1)所有する当社株式 の数 (2)割当てられる共同 持株会社の株式の 数
なか の かつ み 中野克己 (昭和16年12月1日生)	昭和50年4月 中野法律事務所開設 昭和57年12月 株式会社トーカン顧問弁護士(現在) 平成13年12月 同社監査役(現任) 〔重要な兼職の状況〕 ヤマザキマザック株式会社 社外監査役 ヤマザキマザックキャピタル株式会社 社外監査役	(1) 一株 (2) 一株
<p>【選任の理由】</p> <p>中野克己氏は、弁護士としての専門的知見及び企業法務に関する豊富な経験と高い見識を有しております。共同持株会社においても、監査等委員である取締役として、専門性、経験及び見識を活かし、また、社外の視点から質の高い監査ができるものと判断し、取締役候補者とするものであります。</p>		

- (注) 1. 所有する当社株式の数は、平成30年9月30日現在の所有状況に基づき記載しており、また、割当てられる共同持株会社の株式の数は、当該所有状況に基づき株式移転比率を勘案して記載しております。なお、実際に割当てられる共同持株会社の株式の数は、共同持株会社の設立日の直前までの所有株式数に応じて変動することがあります。
2. 各候補者と当社及び国分中部株式会社との間には、特別の利害関係はなく、共同持株会社との間で特別の利害関係が生じる予定もありません。
3. 高橋克紀、中野克己の両氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。なお、共同持株会社は高橋克紀、中野克己の両氏を名古屋証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
4. 監査等委員である社外取締役候補者との責任限定契約について
共同持株会社は監査等委員である社外取締役との間で、共同持株会社への損害賠償責任の限度額を法令が規定する額とする契約を締結できる旨を定款に定めており、これに基づき、共同持株会社は高橋克紀、中野克己の両氏が選任され、監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当該責任限定契約を締結する予定であります。

8. 共同持株会社の会計監査人となる者についての会社法施行規則第77条に規定する事項

共同持株会社の会計監査人となる者は、以下のとおりであります。

太陽有限責任監査法人を会計監査人候補者とした理由は、同監査法人の独立性及び専門性、品質管理体制、監査報酬等に加え、当社及び国分中部と会計監査人を統一することによる監査体制の連携向上と監査業務の効率化を図ることを総合的に勘案した結果、適任と判断したためであります。

(平成30年8月1日現在)

名称	太陽有限責任監査法人 Grant Thornton Taiyo LLC (英文名称)	
主たる事務所	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー22階	
沿革	昭和46年9月 太陽監査法人設立 平成6年10月 グラント・ソントン・インターナショナル加盟 平成25年10月 霞が関監査法人と合併 平成26年10月 太陽有限責任監査法人に社名変更 平成30年7月 優成監査法人と合併	
概要	代表社員・社員 特定社員 職員 公認会計士 公認会計士試験合格者等 その他専門職 事務職員 合計（非常勤を除く） 被監査会社数	78名 3名 280名 114名 149名 68名 692名 889社

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までとしておりますが、共同持株会社と事業年度を統一することにより、経営計画の策定、業績管理及び決算事務の効率化を図ることを目的として、当社の事業年度を毎年1月1日から12月31日までに変更するものであります。

なお、事業年度の変更に伴い、第70期事業年度は、平成30年10月1日から平成31年12月31日までの15か月間になりますので、経過措置として附則を設けるものであります。

(2) 当社は、定時株主総会の招集等に関する事務手続を円滑に実施するため、会社法第124条第3項の規定に基づき、現行定款第12条に定時株主総会の基準日を定めておりますが、本総会において本株式移転の承認に関する第1号議案が承認され、かつ、平成31年4月1日をもって本株式移転の効力が発生しますと、当社の株主は共同持株会社1名となり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うこととなります。つきましては、定時株主総会の基準日制度は廃止することとし、現行定款第12条を削除するとともに、当該変更に伴い現行定款第13条以下の条数を繰り上げるものであります。

なお、本定款変更は、本総会において第1号議案が原案どおり承認可決されること、並びに平成31年3月31日の前日までに本株式移転計画の効力が失われていないこと及び本株式移転が中止されていないことを条件として、平成31年3月31日にその効力を生じるものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(招集の時期) 第11条 当会社の定時株主総会は、 <u>毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u>	(招集の時期) 第11条 当会社の定時株主総会は、 <u>毎事業年度終了後3か月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u>
(定時株主総会の基準日) 第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、 <u>毎年9月30日とする。</u>	(削除)

現行定款	変更案
<p>第13条～第34条 (条文省略)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第35条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。</p> <p>第36条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年9月30日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年3月31日とする。</p> <p>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>第38条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第12条～第33条 (現行どおり)</p> <p>(事業年度)</p> <p>第34条 当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までの1年とする。</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年12月31日とする。</p> <p>2 当社の中間配当の基準日は、毎年6月30日とする。</p> <p>3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p> <p>第37条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>(事業年度に関する経過措置)</p> <p>第1条 第34条の規定にかかわらず、第70期事業年度は、2018年10月1日から2019年12月31日までの15か月とする。</p> <p>(期末配当の基準日に関する経過措置)</p> <p>第2条 第36条第1項の規定にかかわらず、第70期事業年度の期末配当の基準日は2019年12月31日とする。</p> <p>(中間配当の基準日に関する経過措置)</p> <p>第3条 第36条第2項の規定にかかわらず、第70期事業年度の中間配当の基準日は2019年3月31日とする。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(取締役の任期に関する経過措置)</p> <p>第4条 第18条の規定にかかわらず、<u>2018年12月19日開催の第69期定時株主総会において選任された取締役の任期は、第70期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
(新設)	<p>(会計監査人の任期に関する経過措置)</p> <p>第5条 <u>2018年12月19日開催の第69期定時株主総会において選任された会計監査人の任期は、第70期事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
(新設)	<p>(附則の有効期限)</p> <p>第6条 <u>本附則は第70期事業年度に関する定時株主総会の終結の時をもってこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員6名は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位 及 び 担 当 並びに重要な兼職の状況	所 有 する 社 株 式 の 数
1	<p style="text-align: center;">なが つ よし ひと 永 津 嘉 人 (昭和50年10月1日生)</p>	<p>平成16年3月 当社入社 平成20年12月 当社執行役員 改善推進室長 平成22年12月 当社取締役執行役員 営業担当社長補佐兼改善推進室長 平成23年10月 当社取締役常務執行役員 営業担当兼改善推進室長 平成25年10月 当社取締役専務執行役員 営業本部長 平成26年10月 当社代表取締役執行役員社長 営業本部長 (現任)</p>	169,000株
<p>[取締役候補者とした理由] 永津嘉人氏は、当社の代表取締役に就任して以来、中長期的な経営戦略を構築するなど、優れたリーダーシップを発揮しており、当社の経営戦略の策定・推進に適任であると判断し、取締役候補者とするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 社 株 式 の 数
2	<p style="text-align: center;">かみ や とおる 神 谷 亨 (昭和32年2月23日生)</p>	<p>昭和54年3月 当社入社 平成13年12月 当社取締役 平成16年12月 当社取締役執行役員 平成17年12月 当社取締役常務執行役員 平成26年10月 当社取締役専務執行役員 管理統括部長 平成28年10月 当社取締役専務執行役員 管理担当（現任） 〔重要な兼職の状況〕 株式会社テスク 社外取締役（監査等委員）</p>	13,000株
<p>[取締役候補者とした理由] 神谷亨氏は、長年にわたり、当社の管理部門の責任者を務めるなど、当社における豊富な経験と知見を有しており、当社の経営戦略の策定・推進に適任であると判断し、取締役候補者とするものであります。</p>			
3	<p style="text-align: center;">はま じま かず のり 浜 島 和 則 (昭和35年12月2日生)</p>	<p>昭和58年3月 当社入社 平成20年12月 当社執行役員 フードサービス営業部長兼同販売部長兼 同物流部長 平成26年10月 当社上席執行役員 フードサービス営業部長兼同物流部長 平成27年12月 当社取締役上席執行役員 フードサービス営業部長 平成28年10月 当社取締役常務執行役員 フードサービス営業部長 平成29年10月 当社取締役常務執行役員 業務用担当兼事業開発推進室長（現任）</p>	1,000株
<p>[取締役候補者とした理由] 浜島和則氏は、長年にわたり、当社の営業部門の責任者を務めるなど、当社における豊富な経験と知見を有しており、当社の経営戦略の策定・推進に適任であると判断し、取締役候補者とするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 社 株 式 の 数
4	なが つ くに ひこ 永 津 邦 彦 (昭和19年9月5日生)	昭和46年5月 当社入社 昭和48年11月 当社常務取締役 昭和49年7月 当社代表取締役社長 平成16年12月 当社代表取締役執行役員社長 平成17年12月 当社代表取締役会長 平成20年12月 当社取締役会長 平成26年10月 当社取締役相談役 (現任)	663,000株
[取締役候補者とした理由] 永津邦彦氏は、当社の代表取締役を務めるなど、長年にわたり会社経営に携わり、企業経営の分野をはじめとする豊富で幅広い経験・知識等に基づいた有益な助言や監視を期待し、取締役候補者とするものであります。			
5	たけ うち かず ひこ 竹 内 和 彦 (昭和14年3月1日生)	昭和37年4月 株式会社豊田自動織機製作所入社 (現株式会社豊田自動織機) 平成17年6月 同社取締役副社長 平成20年12月 当社取締役相談役 平成29年12月 当社取締役 (現任)	一株
[社外取締役候補者とした理由] 竹内和彦氏は、株式会社豊田自動織機の取締役副社長を務めるなど、長年にわたり会社経営に携わり、企業経営の分野をはじめとする豊富で幅広い経験・知識等に基づいた有益な助言や監視を期待し、社外取締役候補者とするものであります。			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位 及 び 担 当 並 び に 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 社 数 株 式 の 数
6	たか はし かつ のり 高 橋 克 紀 (昭和19年6月8日生)	昭和43年4月 豊田通商株式会社入社 平成19年6月 同社取締役副社長 平成21年6月 同社取締役副会長 平成26年12月 当社取締役相談役 平成29年12月 当社取締役(現任)	一株
[社外取締役候補者とした理由] 高橋克紀氏は、豊田通商株式会社の取締役副会長を務めるなど、長年にわたり会社経営に携わり、企業経営の分野をはじめとする豊富で幅広い経験・知識等に基づいた有益な助言や監視を期待し、社外取締役候補者とするものであります。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 竹内和彦、高橋克紀の両氏は社外取締役候補者であります。なお、当社は竹内和彦、高橋克紀の両氏を名古屋証券取引所に独立役員として届け出ており、両氏が再選された場合には独立役員に指定する予定であります。
3. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 社外取締役との責任限定契約について
 当社は社外取締役との間で、当社への損害賠償責任の限度額を金100万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする契約を締結できる旨を定款に定めており、これに基づき、当社は竹内和彦、高橋克紀の両氏と当該責任限定契約を締結しております。両氏が再選され、社外取締役に就任した場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。
- (2) 在任年数について
 竹内和彦氏につきましては、当社社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって10年となります。高橋克紀氏につきましては、当社社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって4年となります。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役鬼頭雅人氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する 株式の数
鬼頭雅人 (昭和30年12月23日生)	昭和53年3月 当社入社 平成12年10月 当社業務部長 平成20年10月 王将椎茸株式会社管理部長 平成22年12月 当社常勤監査役(現任)	5,000株
[監査役候補者とした理由] 鬼頭雅人氏は、長年にわたり、当社の管理部門の責任者を務めるなど、当社における豊富な経験と知見を有しており、監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し監査役候補者とするものであります。		

(注) 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であります有限責任監査法人トーマツは、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たな会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会が太陽有限責任監査法人を会計監査人候補者とした理由は、同監査法人の独立性及び専門性、品質管理体制、監査報酬等に加え、共同持株会社と会計監査人を統一することによる監査体制の連携向上と監査業務の効率化を図ることを総合的に勘案した結果、当社の会計監査人として適任と判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(平成30年8月1日現在)

名称	太陽有限責任監査法人 Grant Thornton Taiyo LLC (英文名称)	
主たる事務所	東京都港区元赤坂一丁目2番7号 赤坂Kタワー22階	
沿革	昭和46年9月 太陽監査法人設立 平成6年10月 グラント・ソントン・インターナショナル加盟 平成25年10月 霞が関監査法人と合併 平成26年10月 太陽有限責任監査法人に社名変更 平成30年7月 優成監査法人と合併	
概要	代表社員・社員	78名
	特定社員	3名
	職員 公認会計士	280名
	公認会計士試験合格者等	114名
	その他専門職	149名
	事務職員	68名
	合計（非常勤を除く）	692名
	被監査会社数	889社

以 上

株主総会会場のご案内図

昨年と開催場所を変更しております。お間違えのないようご注意ください。



【場 所】 名古屋市中区丸の内二丁目4番2号 名古屋銀行協会 5階大ホール

【TEL】 052-231-7851 (代表)

【交 通】 **地下鉄** 桜通線「丸の内駅」④番出口より徒歩6分
鶴舞線「丸の内駅」①番出口より徒歩6分
名城線「市役所駅」④番出口より徒歩8分

市バス 名古屋駅バスターミナル (⑧番のりば) より「外堀通」下車すぐ
駐車場のご用意はいたしていませんので、公共交通機関をご利用ください。